

財政援助団体等監査

4 重高監第3号

令和4年4月8日

様

高知市監査委員	細川哲也
高知市監査委員	金子努
高知市監査委員	深瀬裕彦
高知市監査委員	伊藤弘幸

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

令和2年度に財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、また、出資している団体で地方自治法施行令第140条の7で定めるもののうち、主として令和2年度の事務事業の執行状況、さらに、公の施設の管理を行わせているものは、主として令和2年度の当該施設の管理に係るものの出納その他の事務の執行について、次の団体を監査の対象とした。

財政援助団体（補助金交付団体）

団 体 名	補 助 金 の 名 称	所管課
高知市街を明るくする会	高知市公衆街路灯設置費等補助金	市 民 協 働 部 地域コミュニティ推進課
北秦泉寺谷ノ内町内会	高知市コミュニティ助成事業補助金	
高知市交通安全推進会議	高知市交通安全推進事業費補助金	市 民 協 働 部 くらし・交通安全課

出 資 団 体

出 資 団 体 名	所管課
公益財団法人 高知市学校給食会	教育委員会事務局 教育政策課

指 定 管 理 者

指 定 管 理 者 名	施 設 名	所管課
ヤマウチ・四電ビジネスグループ	ヨネッツこうち	環 境 部 清 掃 工 場

第2 監査の期間

補助金交付団体	令和3年8月20日から令和4年3月29日まで
出資団体	令和3年11月9日から令和4年3月29日まで
指定管理者	令和3年10月1日から令和4年3月29日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、高知市監査基準に準拠し、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。

また、必要に応じてそれぞれの関係者及び関係職員から説明を受け、質疑を行うとともに、現地に出向き監査を実施した。

なお、補助金を所管している課の当該補助金に係る事務及び指定管理施設を所管している課の指定管理に係る事務の執行についても監査を実施した。

第4 監査の結果

監査した結果、財政援助団体等に関する出納その他の事務及び事務事業の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部に改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

また、これらの他にも、軽易な事項について、改善、検討を要する事項が見受けられたが、監査の過程でその都度指導したので省略する。

以下、監査対象別に監査の結果を述べることとする。

財政援助団体（補助金交付団体）

高知市街を明るくする会

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市公衆街路灯設置費等補助金
- (2) 補助金額 19,875,367 円
- (3) 所 管 課 市民協働部 地域コミュニティ推進課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、地域住民による自治活動並びに交通安全、防犯及び非行防止に係る活動の促進を図ることを目的に、高知市街を明るくする会が公共的利用に供する共架式公衆街路灯等を設置等した町内会等に当該経費を助成する事業に対し、高知市公衆街路灯設置費等補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交 付 決 定 日 令和2年4月1日
- (2) 支 払 方 法 概算払
- (3) 補 助 金 額 確 定 日 令和3年3月31日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和2年6月2日	1,860,000		
令和2年9月14日	10,000,000		
令和2年11月24日	10,000,000	1,984,633	19,875,367
合 計	21,860,000		

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
前 年 度 繰 越 金	86,346	事 業 費	19,823,580
高 知 市 補 助 金	19,875,367	事 務 費	51,830
雑 収 入	43	次 年 度 繰 越 金	86,346
合 計	19,961,756	合 計	19,961,756

5 補助金の使途について

補助対象事業は、高知市街を明るくする会が公共的利用に供する共架式公衆街路灯等を新規設置又はLED灯具への取替工事をした町内会等に対して当該経費を助成する事業であり、補助対象経費は、当該事業の実施に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

市民協働部地域コミュニティ推進課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、補助対象事業の認定、補助金額の算定及び交付方法など、補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

北秦泉寺谷ノ内町内会

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市コミュニティ助成事業補助金
- (2) 補助金額 15,000,000円
- (3) 所管課 市民協働部 地域コミュニティ推進課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、地域コミュニティ活動の一層の推進を図るため、地域においてコミュニティ活動等を行う団体等に対して、高知市コミュニティ助成事業補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交付決定日 令和2年4月1日
- (2) 支払方法 概算払
- (3) 補助金額確定日 令和3年2月25日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和2年10月29日	15,000,000	0	15,000,000

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
高知市補助金	15,000,000	工事費	30,449,316
自己資金	15,449,316		
合計	30,449,316	合計	30,449,316

5 補助金の使途について

補助対象事業は、北秦泉寺谷ノ内町内会集会所を建設する事業であり、補助対象経費は、当該集会所建設工事等に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

市民協働部地域コミュニティ推進課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

(1) 補助金交付要綱を改正すべきもの

補助金交付要綱について、改正すべき次のような事態が見受けられた。

- ア 財産を形成する補助金に該当するにもかかわらず、財産処分の制限に関する条項及び関係書類の整備保管に関する条項が規定されていないもの
- イ 暴力団の排除に係る条項が規定されていないもの

補助金交付要綱は、公平・公正で透明な補助金事務を行うために交付に係る具体的要件等を定めるものであり、適正に規定する必要がある。

コミュニティ助成事業補助金交付要綱については、改正されたい。

なお、補助事業の着実な履行や進捗状況等の確認を目的とする契約書（写）等の書類の提出について、要綱等で明確に定めていない事態も見受けられたため、併せて改正を検討されたい。

高知市交通安全推進会議

1 補助金の概要について

- (1) 補助金の名称 高知市交通安全推進事業費補助金
- (2) 補助金額 5,617,075 円
- (3) 所管課 市民協働部 くらし・交通安全課

2 補助金の交付について

当団体への補助金は、本市における交通安全推進のための住民組織の充実及び資質の向上を図り、交通安全の推進に寄与することを目的として、本市において組織された交通安全の推進を目的とする団体が行う事業に対し、高知市交通安全推進事業費補助金交付要綱に基づき交付したものである。

- (1) 交付決定日 令和2年4月1日
- (2) 支払方法 概算払
- (3) 補助金額確定日 令和3年4月13日

3 補助金の経理について

補助金は、次表のとおり口座振替の方法によって収入されていた。

補助金の収入状況等

(単位：円)

収入年月日	収入金額	戻入金額	補助金確定額
令和2年4月17日	5,858,920	241,845	5,617,075

4 補助対象事業の決算状況について

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

補助対象事業決算状況

(単位：円)

収入	金額	支出	金額
前年度繰越金	60,928	補助金	5,543,145
高知市補助金	5,617,075	特別事業費	45,000
雑収入	13	事務費	28,930
		次年度繰越金	60,941
合計	5,678,016	合計	5,678,016

5 補助金の使途について

補助対象事業は、高知市交通安全推進会議が交通安全思想の普及等交通安全の推進に関する事業を行う団体に対して当該経費を助成する事業であり、補助対象経費は、当該事業の実施に要した経費である。

補助対象事業は、交付条件に従って実施されており、当該補助金が補助対象経費以外に充当された事実は見受けられなかった。

6 監査の結果

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支計算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、おおむね適正に実施されていると認められた。

市民協働部くらし・交通安全課における補助金交付事務について

補助金の交付申請から事業実績報告の審査に至る書類を調査したところ、補助対象事業の認定、補助金額の算定及び交付方法など、補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

出資団体

公益財団法人 高知市学校給食会

1 法人の概要について

(1) 設立年月日

昭和 62 年 4 月 1 日（平成 24 年 4 月 1 日 財団法人から公益財団法人に移行）

(2) 設立の目的

当法人は、学校給食の充実発展と健全なる食生活の普及奨励を図り、もって児童生徒の育成と学校教育の振興に寄与することを目的としている。

(3) 事業の概要

当法人の定款第 4 条に定められた事業は、次のとおりである。

ア 食育に関する普及・啓発事業

イ 給食を機会とした食育の推進事業

ウ その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 出資金について

当法人における出資金は 1,000 万円であり、全額を高知市が出資しているものである（令和 3 年 3 月 31 日現在）。

上記出資金は、当法人において、定款第 6 条第 1 項の規定に基づき、全額基本財産とされており、定期預金として管理されている。

また、出資証は、会計管理者において保管されている。

3 決算状況について

令和 2 年度の決算状況は、経常収益 11 億 5,625 万円に対し、経常費用 11 億 4,537 万円で、経常収支は 1,088 万円の黒字となっており、経常外収支は生じていないことから、当期の一般正味財産は 1,088 万円の増額となっている。正味財産期首残高 6,495 万円に、当期正味財産増減額を加えた正味財産期末残高は 7,584 万円となっている。

4 事業の実施状況について

当法人は、学校給食をはじめ、その他食に関する様々な機会・体験を通し、市内の児童生徒が食についての正しい知識や実践力を身につけていく事を目的として普及・啓発等の事業を行っており、食育に関する普及・啓発事業として小学校 2 校で実施した収穫体験の費用を負担したほか、「給食だより」、「献立表」、「学校給食要覧」及び広報「給食」の発行等を行っている。また、給食を機会とした食育の推進事業として子どもやその家庭の好きな家庭料理のレシピを募集し、給食の献立に採用する「ワタシ、ボクの好きな料理」事業等を行っている。

学校給食実施に際しては、統一献立の作成と良質で安全・安心な物資の安定的購入に努めており、令和 2 年度の学校給食の実施状況は、次の表のとおりである。

令和2年度学校給食実施状況

	幼稚園 1 園	小学校 39 校 義務教育学校前期課程 2 校	中学校 18 校 ※1 義務教育学校後期課程 2 校
年間平均実施回数	193 回	209.3 回	198.5 回 (185.5 回) ※2
1 食当たりの給食費 (保護者負担分)	190 円	250 円	280 円

※1 県立高知国際中学校を含む。

※2 針木・長浜学校給食センター配食中学校（14 校）の年間平均実施回数

5 監査の結果及び意見

当法人に係る出納その他の事務の執行状況については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

(1) 基本財産の処分等について

基本財産の処分等に当たり、規定の改正を検討すべき事態が見受けられた。

基本財産への繰入れ及びその処分又は担保提供については、公益財団法人高知市学校給食会定款第6条において、理事会の決議を必要とする事項として規定している一方で、評議員会運営規則第11条第1項においては、評議員会の決議事項として規定しており、定款と規則の規定に齟齬が生じているものである。

基本財産の処分等については、規定の改正を検討されたい。

(2) 監事の報酬について

職業的専門家としての公認会計士又は税理士の監事の報酬について、適正に支給していない事態が見受けられた。

当該監事の報酬については、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程において、「高知市報酬並びに費用弁償条例別表の職名の欄の「附属機関その他これに類する機関の委員」に掲げる額とする。」と規定しており、同条例では、「附属機関その他これに類する機関の委員」の日額は7,200円とされているところ、当該監事の報酬を7,100円として支給しているものである。

職業的専門家としての公認会計士又は税理士の監事の報酬については、同規程等に基づき適正に支給されたい。

指定管理者

ヤマウチ・四電ビジネスグループ

1 指定管理の概要について

(1) 施設名

ヨネッツこうち

(2) 所管課

環境部 清掃工場

(3) 指定管理期間・指名公募の別

令和元年10月10日～令和6年3月31日（4年6か月）・公募

(4) 施設の設置目的

ごみの排出及び適正な処理について市民に対する啓発を推進するとともに、ごみ焼却に伴う余熱の有効利用を図り、市民の健康の保持及び増進並びに生涯にわたるスポーツ活動の振興に資するため。

(5) 業務内容

- ア 施設利用者の入退館及び案内に関すること。
- イ 施設、設備及び備品の維持管理に関すること。
- ウ 各種教室やイベントの開催
- エ 物販、飲料等の販売提供

(6) 施設の内容

プール、温浴施設、浴室、トレーニング室、環境学習室

2 施設の利用状況

	令和元年度	令和2年度
開館日数（日）	105	266
利用者数（人）	34,634	93,358

※ 令和元年10月31日まで閉館。新型コロナウイルス感染症の影響による休館は令和2年3月4日～3月22日、4月10日～5月19日。

3 指定管理に係る収支状況

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
収入		
指 定 管 理 料	16,036	10,741
利 用 料 金 収 入	21,035	32,710
自 主 事 業 収 入	2,553	8,667
そ の 他 収 入	432	1,821
収 入 計 (A)	40,056	53,939
支出		
人 件 費	30,813	60,011
光 熱 水 費	80	144
保 険 料	385	163
委 託 料	9,673	9,045
修 繕 費	5,307	5,227
事 業 費	18,502	14,618
消費税及び地方消費税	378	638
そ の 他 の 公 課 費	0	0
事 業 所 税	1,015	2,410
そ の 他	2473	3,516
支 出 計 (B)	68,626	95,772
事業収支 (A) - (B)	△28,570	△41,833

4 監査の結果

出納その他の事務の執行については、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

(1) 利用料金の承認申請を適正にしていないもの

ヨネッツこうち条例第14条第3項及び基本協定書第12条において、利用料金は指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているところ、承認申請の手続を遺漏していた事態が見受けられた。

利用料金の承認申請については、条例等に基づき適正に行われたい。

(2) 利用許可に係る手続を適正にしていないもの

「環境学習室」の利用について、ヨネッツこうち条例施行規則第2条、第3条及び第9条に基づく利用者からの申請書の提出及び指定管理者からの許可証の交付という一連の手続がなされていない事態が見受けられた。

これは、同規則第4条にプール等の利用料金は「機械発行式の使用券を交付することにより申請書の提出及び許可証の交付に代えるものとする」と規定されており、「環境学習室」についても同様の手続であると誤認していたことによるものである。

利用許可に係る手続については、同規則に基づき適正に行われたい。

環境部清掃工場における指定管理事務について

指定管理事務に関する書類を調査したところ、次のとおり改善を要する事項が認められたので、必要な対応を図るなど、今後の事務執行の適正化に向け万全を期されたい。

(1) 利用料金の承認手続を適正にしていないもの

ヨネッツこうち条例第14条第3項及び基本協定書第12条において、利用料金は指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとされているところ、一連の手続がなされていない事態が見受けられた。

利用料金の承認手続については、条例等に基づき適正に行われたい。

(2) 利用許可に係る手続について適切な指導を行っていないもの

「環境学習室」の利用について、ヨネッツこうち条例施行規則第2条、第3条及び第9条に基づく利用者からの申請書の提出及び指定管理者からの許可証の交付という一連の手続がなされていない事態が見受けられた。

これは、同規則第4条にプール等の利用料金は「機械発行式の使用券を交付することにより申請書の提出及び許可証の交付に代えるものとする」と規定されており、「環境学習室」についても同様の手続であると誤認していたことによるものであるが、設置者としての責任を果たす立場から、指定管理を行う上で重要な業務の執行については、新たな指定管理者が指定された際に適切な指導を行うべきである。

利用許可に係る手続については、同規則に基づき適正に行われるよう指導されたい。